

(改善措置)

○ 工事清算金の未収金について

納入通知書及び督促状の発送や電話等による納入督促により、2件のうち1件については、本年6月に納入誓約書を提出し、計画通りに分納中。残り1件についても、9月に納入誓約書を提出済。今後、納入誓約書に基づき、引き続き計画的な納付の指導を行い、未収金の徴収に努める。

○ 土石採取料等の未収金について

未収金のうち、21,365,305円は海砂採取料(4件)であるが、いずれも会社の倒産、経営悪化により発生している。

4件のうち、1件は納入誓約書を徴収し、現在、分割納入中である。

他の2件についても、引き続き電話や訪問により督促中であるが、一括納入が無理な状況にあるので、今後、分割納付の打診を行うこととし、分割納入が無理な場合は、資産や会社の経営状況等を調査し、強制執行の検討を行う。

残りの1件は、会社が倒産しており負債も多いため、自己破産申し立ての手続き予定であるが、随時、自己破産申し立てや生活状況等の確認を行い、自己破産申し立てを行えば、配当要求の手続きを裁判所に行う。

監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
土木部港湾課	平成16年6月29日 及び7月15日	平成16年10月1日

(報告公表事項)

港湾使用料等の未収金(平成15年度末現在17,864,372円)については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

(改善措置)

未収金は、港湾施設使用者、港湾用地占有者の業績不振、会社倒産及び個人の失踪等により発生したものが大部分を占める。

当課と各港管理事務所と連携し、未収金の回収にあたってきた。今後とも、債務者に対して電話や訪問による督促に努めるとともに、必要に応じて資産調査や差押えなどの滞納処分を行い、収入確保に努める。

監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
土木部住宅課	平成16年7月12日 及び7月22日	平成16年10月1日

(報告公表事項)

県営住宅使用料等の未収金(平成15年度末現在293,379,106円)について、引き続きその解消に努めること。

(改善措置)

今後も滞納を防止するため、滞納者の状況を把握し、訪問徴収及び本課へ呼び出での納入指導を積極的に行う。

新規発生防止策として、新規入居者には、徴収嘱託員が訪問して納入通知書を直接手渡すこととし、未納が発生しないよう、重ねて納入の説明を行うこととしている。実際に滞納が発生した場合は、早期に接触を図り、納入指導を行っている。

また、滞納額が支払えないほど多額になる前に、早期に法的措置を講じることで支払いを促すこととした。

監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
教育委員会高校教育課	平成16年7月12日 及び7月21日	平成16年10月1日

(報告公表事項)

育英資金貸付金等の未収金(平成15年度末現在25,289,591円)については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

(改善措置)

未収金解消のため、文書・電話・夜間訪問、連帯保証人への請求及び関係学校に返還協力を依頼する等、引き続きその解消に努める。

監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
教育委員会学校人事課	平成16年7月7日 及び7月21日	平成16年10月1日

(報告公表事項)

年度後返納分諸手当の未収金（平成15年度末現在1,533,500円）について、その解消に努めること。

(改善措置)

校長・事務長から該当職員2人に対し、手当を返納するよう指導し、さらに、学校人事課からも数回出向いて直接面接し、返納を強く促した。その結果、1人については、分割返納を始めた。

残りの1人についても、引き続き返納を強く求め、解消に努める。

監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
教育委員会人権同和教育課	平成16年6月22日 及び7月5日	平成16年10月1日

(報告公表事項)

地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の未収金（平成15年度末現在39,119,515円）について、引き続きその解消に努めること。

(改善措置)

奨学資金貸付金の未収金解消については、貸与・返還事務を依頼している市町村に未納者リストを配付し、状況の把握、督促状の送付及び制度内容や返還事務の再周知などに一層の協力依頼を行った。

併せて、新規の滞納者を出さないために分割返納を有効活用するとともに、返還決定時期の早期化に努めるなど、返納者の利便性を図りながら、引き続き未収金の解消に努める。

監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
教育委員会体育保健課	平成16年6月18日 及び7月5日	平成16年10月1日

(報告公表事項)

野球場使用（広告）料（4,926,600円）について、平成15年4月に調定すべきものが、平成16年5月に処理されている。また、その収入は平成16年度となっている。

(改善措置)

経理事務に関する職場研修を実施した。

今後は、このようなことのないよう、適正な事務処理に努めて参りたい。

監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
警察本部会計課	平成16年6月8日 ～10日及び6月24日	平成16年10月1日

(報告公表事項)

道路設備の損壊に係る損害賠償金の未収金（平成15年度末現在13,242,475円）について、引き続きその解消に努めること。

(改善措置)

これまで定期的に行ってきた債務者の資産調査において、営業活動が休止状態で、差押え等を行うには資産の蓄積等がほとんど見当たらなかったため、強制執行の実施を見合わせ、顧問弁護士と協議しながら、その動静について、定期的の実態把握を行っていたところである。

しかしながら、昨年末実施した職員による現地調査では、運転手の募集を行うなど、営業活動を行っている状況もあることから、今年4月から運用が開始された民事執行法に基づく「財産開示請求」を実施し、その結果を踏まえた強権措置等による債権回収に努めていくことにしている。

なお、「財産開示請求」に係る事務については、12月初旬に顧問弁護士と委託契約を締結することとしている。

熊本県監査委員公告第17号

平成16年11月22日から平成17年1月14日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年3月14日

熊本県監査委員 松 本 和 彦
同 山 本 豊 孝
同 荒 木 詔 之
同 船 田 直 大

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施年月日

監査対象機関		監査対象期間	監査実施年月日
部 局 名	機 関 名		
教育委員会	济々巒高等学校（書面）	平成15年4月 ～平成16年3月	平成16年12月24日
	熊本高等学校	”	平成16年12月3日
	第一高等学校（書面）	”	平成16年12月3日
	第二高等学校	”	平成16年12月2日
	熊本西高等学校（書面）	”	平成16年12月14日
	熊本北高等学校	”	平成16年12月2日
	東稜高等学校（書面）	”	平成16年12月21日
	湧心館高等学校（書面）	”	平成16年12月17日
	玉名高等学校	”	平成16年12月2日
	荒尾高等学校（書面）	”	平成16年11月25日
	南関高等学校	”	平成16年12月7日
	鹿本高等学校（書面）	”	平成16年12月1日
	菊池高等学校	”	平成16年12月8日
	大津高等学校（書面）	”	平成16年12月16日
	阿蘇高等学校	”	平成16年11月30日
	小国高等学校（書面）	”	平成16年12月6日
	高森高等学校	”	平成16年12月1日
	蘇陽高等学校（書面）	”	平成16年12月6日
	御船高等学校	”	平成16年12月3日
	甲佐高等学校（書面）	”	平成16年11月26日
	宇土高等学校	”	平成16年12月7日
	松橋高等学校（書面）	”	平成16年12月24日
	八代高等学校	”	平成16年12月10日
	八代南高等学校（書面）	”	平成16年12月8日
	八代東高等学校	”	平成16年12月7日
	氷川高等学校（書面）	”	平成16年12月3日
	水俣高等学校	”	平成17年1月14日
	人吉高等学校（書面）	”	平成16年12月15日
	多良木高等学校	”	平成16年12月15日
	天草高等学校（書面）	”	平成16年12月3日
	天草東高等学校	”	平成17年1月12日
	倉岳高等学校（書面）	”	平成16年12月6日
牛深高等学校	”	平成17年1月12日	
大矢野高等学校（書面）	”	平成16年12月10日	
河浦高等学校	”	平成17年1月11日	
熊本商業高等学校	”	平成16年12月9日	
球磨商業高等学校（書面）	”	平成16年12月24日	
松島商業高等学校	”	平成17年1月14日	